

「クラウド Wi-Fi プラットフォームサービス」基本約款

第1条 (約款の適用)

1. NHN テコラス株式会社(以下「当社」といいます。)は、「クラウド Wi-Fi プラットフォームサービス基本約款」(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款を遵守することを条件として利用契約を締結して頂いた契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、クラウド Wi-Fi プラットフォームサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。
2. 本約款は、当社がサービスの種類毎に定める個別の約款・規約・ガイドライン(以下、あわせて「個別約款等」といいます。)と合せて適用されます。本約款の内容と、個別約款等の内容が異なる場合は、個別約款等の規定が優先して適用されるものとします。
3. 契約者は、本サービスを通して、当社以外が提供するサービスを利用する場合(以下、当該サービスを提供する者を「事業者」といいます。)は、当該事業者の定める契約約款、利用規約等を遵守するものとします。
4. 当社は、本サービスを利用する契約者に、事前の通達をすることなく、本約款及び個別約款等を変更する事があります。この場合の提供条件は、変更後の約款によるものとします。ただし、当該変更により契約者が影響を受けると当社が判断した場合は、契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により事前にその内容を通知する事とします。

第2条 (利用契約)

1. 本サービスの利用を希望する者は、本約款および該当するサービスの個別約款に同意のうえ、当社が別途定める「申込書」又は「注文書」等の書面(以下、あわせて「個別契約」といいます。)に、必要事項を記入して当社に送信し、当社が「注文請書」又は「開通通知書」等の書面によりこれを承諾することによって、本サービスにかかる「利用契約」が成立するものとします。
2. 本サービスの契約期間は、前項の利用契約の成立から1ヶ月間とし、当社又は契約者のいずれかが利用契約の更新の拒絶を申し出ない限り、引き続き1ヶ月間を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。
3. 当社は、次の各号の何れかに該当する場合、その契約の申し込みを承諾しない場合があります。
 - (1) 利用を希望する者が、本サービスを含む当社および当社のグループ会社が実施するサービスの利用代金、費用、割増金または遅延損害金の支払いを怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
 - (2) 利用を希望する者が、本サービスの信用を毀損するおそれがあると当社が判断したとき。
 - (3) 申込書等に、虚偽または事実と異なる記載があったとき。
 - (4) 前三号の他、当社が利用契約の締結を適当でないと判断したとき。
4. 利用契約の成立後であっても、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知または催告をすることなく本サービスの停止または利用契約を解除できるものとします。
5. 当社は、本サービスを日本国内に登記を有する日本法人のみに提供するものとします。

第3条 (利用代金)

1. 本サービスの利用代金及びその他の契約条件等は、個別契約により定めるものとします。
2. 当社は、個別に定める利用代金を、利用開始日が属する月から1ヶ月分を月額として契約者に対し、毎月を請求するものとし、利用代金の日割計算は行わないものとします。
3. 当社は、毎月の月末締めで当月分の本サービスにかかる利用代金を、翌月の5営業日までに契約者に到着するよう請求書を発行するものとします。
4. 契約者は、前項の当社からの請求に基づき、利用代金を振込みによる方法により支払うものとします。なお、振込にかかる手数料は、契約者が負担するものとします。
5. 契約者が、当社に対して利用代金を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の既定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされている場合は、消費税相当額をあわせて支払うものとします。
6. 当社は、利用代金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。
7. 契約者が、本サービスの利用代金または割増金の支払いを遅延した場合は、その延滞期間につき、未払額に対する年率14.5%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

8. 当社は、契約者が本サービスの利用を開始した後は、理由の如何にかかわらず既に受領した本サービスの利用代金を契約者に返金しないこととします。
9. 当社は、本サービスの利用代金および契約条件等を変更できるものし、当社が当該変更を行う場合は、契約者に対し、電子メールを含む書面により事前に通知するものとします。

第4条（契約者設備）

1. 契約者は、本サービスの利用に必要な設備（無線 LAN のアクセスポイント、端末機器、ソフトウェアその他を含みますがこれらに限りません。以下「契約者設備」といいます。）を、契約者の費用により用意するものとします。
2. 契約者は当社に対し、本サービスの利用に必要な範囲内で、契約者設備に関する情報を提供するものとします。
3. 当社は、契約者設備が、正常に稼働することを保証するものではありません。

第5条（担当責任者）

1. 本サービスの申込にあたり、サービスの利用を希望する個人又は法人は予め連絡可能な担当責任者（以下「担当責任者」といいます。）を選任し、その連絡先住所、電話番号及び電子メールアドレス等を当社が指定する手段にて、当社に届け出るものとします。
2. 担当責任者が交代した時、又は連絡先等に変更がある場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. サービスの利用を希望する個人又は法人が前項の通知を怠った事により、当社からの連絡が遅滞もしくは連絡不能な事に起因して契約者が被った損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6条（パスワード等管理責任）

1. 契約者は、当社が発行したユーザIDおよびパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他の第三者に漏洩しないように細心の注意を払うものとします。万が一これらを紛失・漏洩した場合は、速やかに電子メールを含む書面により当社に届け出るものとします。
2. 当社は、本サービスにアクセスしようとする者に対して、パスワード等の入力を求める方法により、その者が正当なアクセス権限を有する契約者か否かの認証を行います。この場合、当社は、当社が発行したパスワード等と入力されたパスワード等が完全に一致する限り、契約者によるアクセスか否かを問わず、当該パスワード等を発行された正当なアクセス権限を有する契約者によるものとして取り扱うものとします。
3. 当社は、パスワード等が不正に使用されたことにより契約者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。また、当社は、第三者が、何らかの方法により前項に規定する認証方法の動作を誤らせ、又はその他の方法で本サービスに不正にアクセスしたことにより契約者に損害が生じても一切の責任を負わないものとします。
4. 契約者は、本条第1項において定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負うものとします。

第7条（提供中断）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止することがあります。
 - (1) 当社の設備の保守又は工事などやむを得ないとき
 - (2) 当社が設置する設備の障害などやむを得ないとき
 - (3) 事業者の都合により、当社が事業者の提供するサービスを受ける事ができなくなったとき
2. 当社は、本サービスの一部又は全部の提供を一時的に中止する場合、事前に契約者に対しその理由及び期間を、書面（担当責任者宛の電子メールを含みます。）により通知するものとします。ただし、緊急事態の発生その他やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、前二項の規定に基づき本サービスの提供を中断したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

第8条（提供停止）

当社は、契約者が、次の各号に該当する時は、期間（料金の滞納がある時は、滞納が解消された時。）を定めて、本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 支払期日を経過しても、初期費用、月額費用、付加サービス利用料金を支払わないとき
- (2) 他人の知的財産権を侵害、他人を誹謗・中傷する等、法令に反する行為を行ったとき
- (3) 国際法、憲法、法律、条例等あらゆる法規一般に反する行為を行ったとき
- (4) 公序良俗に反する内容の電磁的記録を公開する等の行為を行ったとき
- (5) 本サービスの設備及びネットワーク等に過大な負荷を与える行為を行ったとき
- (6) 当社又は当社のグループ会社が提供する、サービスの利用料金を支払わないとき
- (7) 前各号の他、本約款の規定に反する行為であり、当社及び本サービスの遂行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

第9条 (サービスの終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの一部又は全部を終了することがあります。
2. 当社は、前項の規定によりサービスを終了する時は、契約者に対し終了する2ヶ月前までに書面(担当責任者宛の電子メール、当社ウェブサイトへの掲載を含む)にてその旨を通知するものとします。
3. 前二項により本サービスが終了した時は、当該終了の日に利用契約も同時に終了するものとします。

第10条 (契約者が行う契約の解除)

1. 契約者が、利用契約を解除する時は、当社に対し解除の日から30日前までに当社が別途定める書面にて、解約希望日を通知するものとします。この場合において、当該通知において解除の日とされた日までの期間が30日未満であるときは、解除の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日に生じるものとします。
2. 契約者は、第7条(提供中断)に定めた事由が生じた事により本サービスを利用する事ができなくなった場合において、契約者が当該サービスにかかる目的を達することができないと客観的に認められる時は、利用契約を解除することができるものとします。この場合利用契約の解除は、当社が別途定める契約の解除を通知する書面を、当社が契約者より受理した事を通知する文書もしくは電子メールに記載された日にその効力が生じるものとします。

第11条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、契約者が第8条(提供停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 前項に定めるほか、契約者が本約款又は個別約款に違反した場合、当社は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
3. 当社は、前二項の規定により利用契約を解除する場合は、書面(担当責任者宛の電子メールを含みます。)により契約者にその旨を通知するものとします。

第12条 (地位の譲渡及び承継)

契約者は、当社の事前の書面等による承諾なくして、本契約上の地位及び本契約に関連して発生する権利・義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供しあるいは承継させてはならないものとします。

第13条 (通知義務)

1. 契約者は、その氏名もしくは商号又は住所もしくは居所について変更があった時は、速やかに電子メール又は書面により変更を届け出るものとします。
2. 当社は、契約者から前項の届出があったときは、契約者に対しその届出のあった事実を証明する書類の提出を請求できるものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用中に、何らかの異常を発見した場合には、直ちにその旨を当社に電子メールにより通知するものとします。

第14条 (免責)

1. 当社は、第15条(機密保持)に定められた機密情報について、当社及び当社の従業員以外の第三者による、漏洩、改ざん、盗聴については、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

2. 当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。
3. 契約者は、本サービスの利用に関して、第三者との間において生じた一切の紛争について、自らの責任および費用をもって解決するものとし、当社は一切その責任を負わないものとします。

第15条(機密保持)

1. 利用契約により開示された当社又は契約者の機密情報及び所有権を有する情報(以下「機密情報」といいます。)につき、開示者より機密であるとして開示を受けた当事者はこれを機密として扱うものとします。
2. 利用契約により開示された当社又は契約者の所有する個人情報には機密情報として扱うものとし、当社及び契約者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われる事が無いよう最大限の努力をするものとします。
3. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
4. 当社及び契約者は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報に含まないものとします。
 - (1) 開示前に既に知っていた情報
 - (2) 公知の事実、その他一般に利用可能な情報
 - (3) 守秘義務を負うこと無く、第三者から正当に入手した情報
 - (4) 開示した当事者が機密情報としての扱いから除外することに事前に書面にて同意した情報
 - (5) 裁判所・警察署その他法律・規則の規定に基づきその開示が要求された情報

第16条(準拠法)

本約款および個別約款は、日本国内で有効に効力を有する法令に準拠します。

第17条(合意管轄)

利用契約又は利用契約に関する紛争について、訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて東京簡易裁判又は東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条(分離可能性)

本約款又は個別約款の一以上の条項が、裁判所等の決定により、無効あるいは履行不能であると宣言された場合であっても、その他のいかなる条項および関連する規定類の有効性ないし履行可能性は何ら影響も受けないものとし、無効あるいは履行不能と宣言された条項は、法令に従い当社および契約者の当初の意図を反映した条文に変更されるものとします。

第19条(協議)

本約款に定めのない事項については、当社と契約者が誠意を持って協議のうえ、信義に則して解決するものとします。

附則

(実施年月日)

2013年 3月1日 制定・施行

2014年11月1日 改定・施行

2015年10月1日 改定・施行